

松本市地域エネルギー導入支援事業補助制度の概要

1 趣旨

2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、既存の松本市太陽光発電設備導入加速化補助金の補助対象等を拡充し、再生可能エネルギーの地産地消及び地域裨益を促す新たな補助制度を創設します。令和8年度から令和7年中に設置した設備に対する補助を受け付けする予定です。

2 目的

- (1) 地産地消による脱炭素の加速化
- (2) 地域裨益による地域とエネルギーの共生
- (3) 再生可能エネルギー設備への再投資の促進

3 類型及び補助率

設置する設備の償却期間における固定資産税の課税相当額について、全部又は一部を補助します。ただし、補助期間は、(2)表中の補助率に達するまでの間とし、上限を20年とします。

(1) 類型

類型	事業区分		内容
	発電	熱供給	
類型Ⅰ (地産地消型)	○		設置容量20キロワット以上で、発電した電気の6割以上を市内で消費するもの
		○	3か所以上の建造物で熱を供給するもの
類型Ⅱ (地域裨益型)	○		設置容量20キロワット以上で、固定価格買取制度(以下「FIT」という。)を活用し、地域裨益を行うもの
類型Ⅲ (地産地消・地域裨益型)	○		設置容量20キロワット以上で、発電した電気の6割以上を市内で消費し、かつ、地域裨益を行うもの

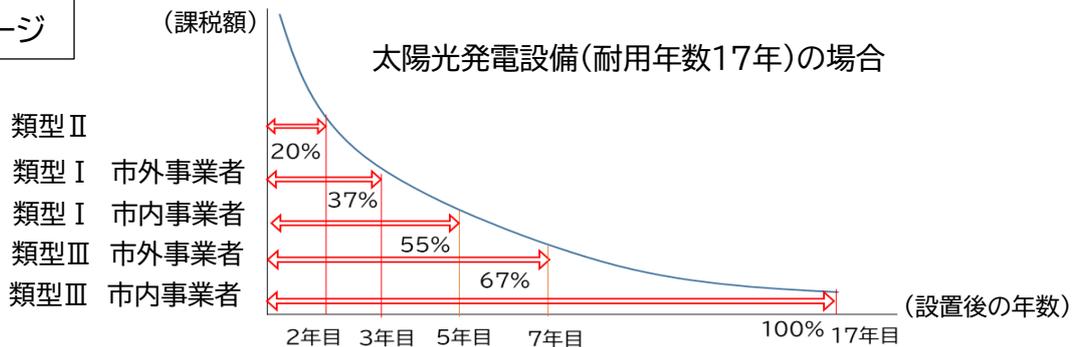
(2) 補助率

松本市太陽光発電設備導入加速化補助金をベースに、補助を拡充

事業区分		設置者	補助率		
			類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ
発電事業	非FIT	市内事業者	55%	—	100%
		市外事業者	37%	—	67%
	FIT	問わない	—	20%	
熱供給事業		市内事業者	55%		
		市外事業者	37%		

※ 表中の色付け箇所：新たに補助を拡充

補助イメージ



4 既存補助事業との比較

新規事業		既存事業								
松本市地域エネルギー導入支援事業補助金		松本市太陽光発電設備導入加速化補助金 ※ 交付決定分の補助終了後、廃止								
(1) 補助対象の再生可能エネルギー										
(拡充) 太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス、地熱及び温度差熱	太陽光のみ									
(2) 補助対象設備の規模										
(拡充) 自家消費用及び事業用の発電（熱供給）設備 ア 発電事業 （ア）設置容量20キロワット以上 （イ）FIT活用設備を補助対象に追加 イ 熱供給事業 3か所以上の建造物で熱を供給するもの	自家消費用及び事業用の発電設備 ア 発電事業 設置容量50キロワット以上									
(3) 補助率										
(拡充) 1(2)を参照	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発電事業</th> </tr> <tr> <th>設置者</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内事業者</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>市外事業者</td> <td>37%</td> </tr> </tbody> </table>		発電事業		設置者	補助率	市内事業者	55%	市外事業者	37%
発電事業										
設置者	補助率									
市内事業者	55%									
市外事業者	37%									
(4) 実施期間										
(拡充) 令和8年度から、令和7年以降に設置する設備に対して補助 2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、終期は不定	令和4年～6年に設置した設備に対して補助 (補助開始は令和5年度～)									
(5) 地域裨益										
(新設) ア 事業収益を還元する地域 補助対象設備が所在する地区（町会） ※ NPO法人、任意団体等への還元も可 イ 還元に係る条件 地域の課題解決のため、市補助額の3割以上の金額を還元 ※ 還元額に相当する活動も可	補助制度なし									